

令和4年度埼玉県農薬適正使用アドバイザー研修会の御案内

埼玉県では、農薬の安全かつ適正な使用及び農薬使用状況の記帳を推進するため、農薬に関する一定の知識を有する方を「農薬適正使用アドバイザー」として認定するための研修会を開催します。

1 農薬適正使用アドバイザーの役割

- ・農薬使用者に対する農薬取締法に基づく、農薬の安全かつ適正使用に関する助言と実践
- ・農薬使用者に対する農薬登録情報の提供
- ・農薬使用者に対する農薬危被害防止に関する助言と実践
- ・農薬使用者に対する農薬使用の削減に関する助言と実践
- ・農薬使用者に対する農薬の使用状況の記帳推進と実践
- ・その他、農薬の安全かつ適正な使用の確保に必要な事項

2 認定要件及び認定方法

(1) 認定要件

次の要件に該当する方で、研修の全課程を修了し、認定試験に合格した方を農薬適正使用アドバイザーとして認定します。(認定期間は原則として3年間)

○満20歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ア 埼玉県内に住所を有し、農業生産に農薬を使用する方
- イ 埼玉県内に所在する農業協同組合に所属する営農指導員
- ウ 埼玉県内に所在する農薬販売店に勤務し、農薬販売に従事する方
- エ 埼玉県内に所在する防除業者の営業所に勤務し、かつ農薬を用いた防除に従事する方
- オ その他、埼玉県知事が認めた方

(2) 認定の更新

次に該当する方は、理解度確認調査を提出することにより認定期間を更新します。

(認定試験免除)

- ア 認定期間が令和5年3月31日で満了する方
- イ 認定期間が令和4年3月31日満了で、昨年度更新研修を受講できなかった方
(新たな認定期間は2年間)

3 開催方法

(1) 日時

令和4年10月26日(水) 10時～15時45分

(2) 場所

さいたま共済会館6階601, 602

- ・5ページに会場の地図を掲載しています。
- ・公共交通機関を御利用ください。

(3) 注意事項

- ・研修会開始後30分を過ぎた場合は受講ができませんので、御注意ください。
- ・筆記用具をお持ちください。

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で実施します。受講される方は各自ご確認のうえ、ご対応をお願いします。

ア マスクの着用等

- 研修会当日はマスクの着用をお願いします。
- マスク着用と合わせて、咳エチケットの徹底をお願いします。

イ 会場の換気

- 会場は定期的に換気します。適宜、窓やドアを開けますので、室温の高低に対応できるように、服装にご留意ください。

ウ 体調不良の方

- 新型コロナウイルス感染症等に罹患し治癒していない方は、当日の受講を控えてください。
- 当日、発熱等の症状がある方の受講をお断りする場合があります。
- なお、これらを理由とした欠席者向けの研修会の再実施は予定しておりません。

エ その他

- 会場内での、大声での会話はお控えください。また、社会的距離の確保にご協力ください。
- 施設入口での手指のアルコール消毒やこまめな石けん手洗いにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型コロナウイルス接触確認アプリをご活用ください。
- 保健所から濃厚接触者と判断され、発熱や咳等の症状がない無症状の方は、受付の際にお申し出ください。

※感染状況等により、内容が変更となる場合がありますので、必ず最新の情報を埼玉県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/adviser.html>) で確認してください。

4 研修内容等

科 目	講 師
①農薬取締法及び住宅地等における農薬使用について	関東農政局 消費・安全部 農産安全管理課
②農薬使用における注意点	公益社団法人緑の安全推進協会
③毒物及び劇物取締法について	県保健医療部薬務課
④病虫害の発生生態と防除	県農林部病虫害防除所

5 申込方法

(1) 申請に必要な書類

対象	申請書
新規に認定を希望する方	別記様式1号 「埼玉県農薬適正使用アドバイザー認定申請書」
更新を希望する方	別記様式3号 「埼玉県農薬適正使用アドバイザー更新申請書」

(2) 申請書の入手方法

農産物安全課、病虫害防除所又は各農林振興センターで入手するか、農産物安全課ホームページからダウンロードしてください。

(3) 申込方法

電子申請、郵送又はFAXのいずれかによりお申し込みください。

なお、農協職員の方及び農薬販売店の方並びに一般社団法人埼玉県造園業協会会員の方は、次のウのあて先に送付してください。

ア 電子申請による方法

農産物安全課のホームページにアクセスし、申請してください。

イ 郵送又はFAXによる方法

次のあて先に送付してください。

埼玉県農林部農産物安全課 農薬・植物防疫担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-4053 FAX 048-830-4832

ウ 農協職員・農薬販売店・一般社団法人埼玉県造園業協会会員の方の申請方法

次のあて先に送付してください。

(ア) 農協職員の方の申請先

全国農業協同組合連合会埼玉県本部 生産資材部肥料農薬課

〒369-1108 深谷市田中2065

電話 048-583-5422 FAX 048-583-6306

(イ) 農薬販売店の方の申請先

埼玉県農薬販売協会

〒360-0023 熊谷市佐谷田2967-1 株式会社栗原弁天堂内

電話 048-522-4342 FAX 048-522-5165

(ウ) 一般社団法人埼玉県造園業協会会員の方の申請先

一般社団法人埼玉県造園業協会

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館6F

電話 048-864-6921 FAX 048-861-9641

6 申込期限

令和4年8月31日(水)

7 受講決定と受講票

研修受講者

- ・当課受理後、郵送又はFAXで申請された方には、職場又は自宅へ受講票を送付します。電子申請された方には、電子メールで受講票を送信します。
- ・研修会当日は、受講票をお持ちください。
(開催日の5日前になっても届かない場合は、農産物安全課に御連絡ください。)
- ・テキストは農産物安全課で用意し、当日配布します。

8 費用

無料（ただし、申請に係る費用や研修当日の交通費等は自己負担となります。）

9 その他

個人情報の取り扱い

埼玉県農林部農産物安全課は、申請に際して御提供いただいた個人情報について、以下の目的にのみ利用します。申請者の同意なく目的外に利用することはありません。

- ・農薬適正使用アドバイザー研修会における受付名簿、受講票の作成
- ・農薬適正使用アドバイザー認定者に対する認定証の交付
- ・更新認定研修受講者の受講確認
- ・農薬の安全使用に関する情報提供

【さいたま共済会館】（新規認定研修受講者会場）

さいたま市浦和区岸町7-5-14

（JR浦和駅西口より徒歩約10分）

